

議会運営委員会 会議録

日 時 令和3年11月19日（金曜日）

午前10時00分開会、午後0時00分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

（1）令和4年第1回（3月）定例会の日程（案）について

（2）令和3年第4回（12月）定例会の運営について

①日程について

②上程される議案等について

- ア 報 告 (1件)
- イ 条 例 (4件)
- ウ 補 正 予 算 (6件)
- エ 指定管理者の指定 (3件)
- オ その他の単独議案 (1件)

（3）母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について

（4）超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望について

（5）請願・陳情文書表について

（6）執行部からの郵送による通知等の電子化について

（7）議会報告会の出席議員について

（8）オンライン会議の研究について

（9）その他

- 5 閉 会
-

出席委員（6名）

- 委員長 海老原 一郎
- 副委員長 平石 勝司
- 委 員 篠塚 昌毅
- 委 員 鈴木 一彦
- 委 員 下村 壽郎
- 委 員 今野 貴子

欠席委員（1名）

委 員 塚原 圭二

その他出席した者

議 長 小坂 博
副議長 勝田 達也

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男
副市長 栗原 正夫
市長公室長 川村 正明
財政課長 山口 正通
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局 長 小松澤 文雄
次 長 天貝 健一
係 長 小野 聰
主 任 津久井 麻美子
主 任 松本 裕司
主 幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。

傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長の方から御挨拶願います。

○小坂議長 定例会前の議会運営委員会ですので慎重な御審議お願いいいたします。

○海老原委員長 それでは、協議事項に入ります。協議事項1令和4年第1回定例会の日程案について、協議をお願いします。執行部から説明願います。

○東郷副市長 資料1をお願いします。令和4年第1回の定例会日程案でございます。3月1日火曜日開会、3月23日水曜日の会期でお願いしたいと考えてございます。よろしくお願いいいたします

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、令和4年第1回定例会の日程については、執行部説明のとおりといたします。次に、令和3年第4回定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から日程案について説明願います。

○東郷副市長 資料2をお願いします。会議につきましては11月30日火曜日の開会。12月17日金曜日閉会の会議をお願いしたいと思います。なお、人事院勧告の関係で会期を1週間早めていただきましたけど、国の方の国家公務員給与改定がまだ決まっていないとのことで、12月6日から17日の会期となってございますので、今回は市の方も状況を見ながら改定していきたいと思います。また、議会の方といろいろ相談させて頂きながら、御相談させていただきたいと思います。2点目が新聞等で報道されていますけど18歳以下に対して5万円給付につきまして、今日閣議決定がされるということでございます。その辺の情報を捉えながら年内に支給ということもありますので、場合によっては12月定例会最中に追加議案として提出させていただくので、その際はよろしくお願いしたいと思います。3点目が全協なんんですけど、11月30日の開会前に開催をお願いしたいと思っております。内容につきましてはコロナワクチンの3回目の接種についてと、現在第9次総合計画策定中でございます。その他も含め7件ほど策定しておりますので、パブリックコメントについての説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。開始時間は決まっていますか。

○天貝事務局次長 執行部と協議しまして現在のところ9時15分頃を予定しております。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○篠塚委員 国会の決定事項により給与が変わるということなんですが、17日の最終日までには間に合う予定なんですか。

○東郷副市長 最終日にもし決まったとしても、処理的な部分が難しいと思いますので、今国から流れている状況を見ますと、国のはうも12月のボーナスについては無理なので、次の6月のボーナスでやるということも考えているという情報もあります。場合によっては1・2月の給与でやるという方法もあるのですけど、その辺については状況を見ながら対応させていただきたいと思います。

○篠塚委員 賞与の減額は見送りということで。

○東郷副市長 そのようになります。12月のボーナスについては今回できないということとなります。6月のボーナスですか、1月2月の給与でやるか状況を見て相談させていただきたいと思います。

○篠塚委員 給与でも減額をするんですか。

○東郷副市長 給与でもやる場合があるということでした。

○篠塚委員 やる場合があるということは国の方針に従うということですね。給与の方は別に市の方で決められるのではないですか。

○東郷副市長 給与については各自治体で。例えば県でも12月でやるところもあるし、千葉市でもやるというものがでてきました。ただ一方では総務省の方から、国のはうの考

え方に沿って各自治体にはやって欲しいというようなものもありますので、それを受けたやつをいきたいと思っております。土浦市としては。

○篠塚委員 分かったような分からないような。まあそれに従わなければ国からの交付税が減額されるとか、ペナルティーがあるかどうかも分からぬでしょから。ただ給与に関しては市の規程もあることですから、減額というのは非常に難しいかと思うので、そういうように対応していただきたいと思います。

○東郷副市長 基本的には6月のボーナスという形にならうかと思いますけど。

○海老原委員長 次に、執行部から、上程される議案等の説明を願います。執行部から、上程される議案等の説明願います。まず、報告について、説明願います。

○川村市長公室長 第4回定例会の議案等概要につきまして、御説明いたします。サイドブックス、議会運営委員会、令和3年、11月19日開催、資料3議案概要を御準備ください。1ページ表紙を御覧ください。今回の提出案件は、報告として、専決処分1件、議案として、条例4件、補正予算6件、指定管理者の指定3件、その他の単独議案1件、合わせて15件でございます。3ページをお願いします。専決処分1件について、御説明いたします。報告第46号公用車に係る人身事故の和解につきましては、本年9月の定例会において、物損事故の和解について報告をさせていただいた事案になります。消防ポンプ車が木田余地内の市道I級18号線を走行中、右折待ちで停車していた相手方車両に追突し、相手方が負傷した人身事故について、和解が成立したことから、地方自治法第179条の規定により、承認をお願いするものでございます。和解の内容は、本市が治療費、交通費、休業損害、慰謝料等を支払うもので、全額、保険から支払われます。和解成立日に専決処分したものでございます。報告案件についての説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、条例について、説明お願いします。

○川村市長公室長 議案の説明をさせていただきます。まず、条例4件について、御説明いたします。4ページをお願いします。議案第60号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴う改正で、長期優良住宅の認定にあたり、共同住宅については、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから、管理組合が一括して認定を受ける仕組みへの変更や、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る、住宅の容積率の特例の新設に伴う申請手数料の追加などの改正で、施行期日は、記載のとおりでございます。議案第61号土浦市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部改正により、産科医療保障制度が見直されることに伴う所要の改正を行うものでございます。具体的には、出産一時金に含まれる産科医療保障制度による掛け金分の加算が変更されますが、それに合わせて出産育児一時金を変更し、一時金総額では現行を維持する改正で、令和4年1月1日から施行するものでございます。5ページをお願いします。議案第62号土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正につきましては、都市計画

法の改正に伴う改正で、市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発行為の厳格化や区域指定制度の対象となる許可対象建築物用途の見直しなどの改正で、令和4年4月1日から施行するものでございます。議案第63号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、国において、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められました。この基準の制定に合わせ、年額報酬及び出動報酬の金額を改正するなど、消防団員の待遇改善を図り、地域の消防防災体制の充実強化を図るための改正で、令和4年4月1日から施行するものでございます。条例の改正については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○篠塚委員 議案62号の市街化調整区域なんですが、災害ハザードエリアに関しては今回見直しがあったと思うんですが、それを含めて今回4月1日から変えるということでおよしいですか。

○東郷副市長 災害ハザードで水害ハザードについては変更がなかったかと。

○篠塚委員 急傾斜地。

○東郷副市長 今回の調整区域の開発については、急傾斜の部分も入ります。今説明会をやって、追加の部分については後ほど確認します。

○海老原委員長 その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、補正予算について、説明お願いします。

○川村市長公室長 6ページをお願いします。次に、補正予算でございます。議案第64号から第69号は、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算でございます。予算総括表をご覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、一般会計で4億2,334万3,000円の増、特別会計は1,792万8,000円の減、合計で4億541万5,000円を追加し、総額で940億4,117万円とするものでございます。まず、一般会計の補正予算でございます。歳入歳出予算を御覧ください。歳入歳出それぞれ4億2,334万3,000円を追加し、総額を529億1,514万2,000円とするものでございます。具体的な内容は、7ページ以降の概要を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、亀城プラザ管理運営事業は、亀城プラザの指定管理者である、産業文化事業団の人事異動に伴う人件費の減や、感染症の影響により、休館していたことによる歳入歳出の減などによる指定管理料の減額補正でございます。9目企画費ふるさと土浦応援寄付事業は、寄付金の受入額が大幅な増と見込まれることに伴う、取扱い業者への委託料等の増額計上でございます。12目地区コミュニティ活動推進事業費には、項目が2つございます。1点目の市民活動支援事業は、市民活動団体が魅力的な地域づくりや地域課題の解決などを目指して市内で新たな活動を実施する際のスタートアップを支援する市民提案型事業において、今年度の応募がなかったことから不用額を減額するものでございます。2点目の提案型共助社会づくり支援事業は、行政だけでは解決が難しい喫緊の地域課題の解決に向け、NPOや企業等が新たに実施する

社会貢献事業に対して助成を行う事業ですが、今年度の応募がなかったことから不用額を減額するものでございます。13目国際交流費、国際交流推進事業は、感染症拡大防止の観点から、姉妹都市であるパロアルト市との中学生交換交流事業を中止したことによる、補助金等の減額計上でございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費こども未来基金は、こどもたちの健全育成に資する事業に対する寄附金の受入に伴う、基金積立金の計上でございます。2目児童福祉対策費要支援児童等見守り強化事業は、児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金に係る、令和2年度事業の精算に伴う返還金の計上でございます。3目児童手当費児童手当支給事業は、児童手当法の一部を改正する法律等の施行により、特例給付を支給する者の所得上限を設けること及び現況届の提出を原則廃止すること等に伴い、児童手当システムの改修費用や受給者に対する制度改革を周知するための費用の計上でございます。全額国の補助があることから、歳入に同額を計上するものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、5目 健康増進事業費健康増進事業は、健康診査等の情報をマイナポータルでの閲覧や、市町村間において情報連携ができるよう整備するための費用の計上でございます。歳入には、システム改修内容に応じた国の補助を計上するものでございます。6目母子保健事業費、未熟児養育医療給付事業は、養育医療機関において入院養育を行う未熟児に対し、自己負担分を公費助成する事業ですが、令和2年度事業に係る国庫負担金の精算により、超過交付分を返還するものでございます。3項清掃費、2目ごみ処理費ごみ処理対策事業は、町内で分別収集された缶・びんなどの資源物については、市が売り払いを行っておりますが、アルミの単価が上昇したことにより収入が増となったことから、町内への還元金を増額するための計上でございます。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費商工業振興育成事業は、勤労者総合福祉センターにおいて、感染症拡大防止策として施設を休館したことにより、利用料収入が減少したことに伴う、指定管理料の増額補正でございます。5目観光費観光事業は、産業文化事業団の本部職員3名増による人件費増額に伴い、運営補助金を増額するものでございます。8ページをお願いします。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費には、項目が2つございます。1つ目、下水道事業会計操出金は、下水道事業会計における財源不足を補うための操出金の増額補正でございます。2つ目スマートインターチェンジ設置可能性検討事業は、既存予算の財源更生で、スマートインターチェンジ整備に向けた取組み推進のための寄付金の受け入れに伴うものでございます。8目木田余神立線街路事業費、木田余神立線街路事業Ⅱ期は、事業計画変更に伴う事業費の増額補正でございます。財源として、社会資本整備総合交付金防災・安全対策を充当するものでございます。10目霞ヶ浦総合公園整備事業費霞ヶ浦総合公園整備事業は、産業文化事業団の人事異動による人件費の減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のためテニスコートを閉鎖したこと等により、テニスコートの指定管理料を減額補正するものでございます。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費教育一般管理費は、感染症拡大防止のため、休校や校外活動の中止に伴う教育委員会バス運行日数の減等による委託料等の減額補正でございます。3項中学校費、2目教育振興費教育振興費新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染症の影響で春から秋へ

延期し、10月に開催予定であった修学旅行を中止したことに伴い発生する取消料について、保護者の経済的負担の軽減を図るため支援する補償金の計上でございます。5項社会教育費、1目社会教育総務費社会教育振興事業は、感染症拡大防止のため、各中学校生徒による演奏会であるミュージックフェス土浦を中止したことによる補助金の減額補正でございます。4目芸術文化振興費土浦薪能開催事業は、感染症拡大防止のため、第23回土浦薪能を中止したことによる、補助金の減額補正でございます。6項保健体育費、2目社会体育振興費スポーツ及び運動競技推進事業は、感染症拡大防止のため、市民体育祭を中止したことによる、開催委託料の減額補正でございます。3目 体育施設費には、項目が2つございます。1点目の体育施設維持管理は、感染症拡大防止のため、水郷プールの営業期間短縮等に伴う委託料等の減額補正でございます。2点目の市民運動広場整備事業は、企業版ふるさと納税の寄付金を活用し、市民運動広場にベンチを整備するための増額補正でございます。歳入には、企業版ふるさと納税の寄付金を計上するものです。その下の、人件費補正につきましては、人事異動に伴うもの外、新型コロナウイルス感染症対応等のため、時間外勤務手当の増等による増額補正でございます。その下の、人件費繰出金は、人事異動に伴い各会計における職員構成の変動等により、繰出金が減となるものでございます。その下、歳入でございますが、体育施設費でも説明いたしましたが、水郷プールの営業期間短縮に伴い、当初予算で見込んでいた使用料収入を減額するものでございます。一般会計の合計欄でございますが、一般財源3億8,967万8,000円のうち、ふるさと納税が大きく寄付を伸ばす見込みであることから、財政調整基金からの繰り入れは減額となります。9ページをお願いいたします。続きまして、特別会計でございます。下水道事業会計流域下水道維持管理事業は、前年度の台風や集中豪雨発生の影響などにより、終末処理施設への流入汚水量が増加していることによる、処理費用の負担金の増額補正でございます。水洗化普及事業は、感染症の影響により中止とした、下水道促進コンクール開催経費の減額補正でございます。公共下水道汚水整備事業は、継続費を設定している、東筑波新治工業団地のポンプ場整備において、感染症の影響により、機器の確保に不測の日数を要し、工期内での完成が困難となったことから、継続費補正による期間の延長及び年割額を変更することに伴う減額補正を行うものでございます。その下、人件費補正は、特別会計における人事異動等に伴う人件費の補正でございます。補正予算については、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○下村委員 6ページの予算総括表で水道事業が補正で減額している説明がなかったんですがどのようなことなのでしょうか。

○川村市長公室長 人件費関係の補正予算ということになります。

○下村委員 9ページの特別会計で下水道事業の一番最初に説明した流域下水道維持管理事業の4,389万はいわゆる流入量が増えたので負担金が増となったという説明ですね。未だに雨水と汚水が分離されていない地域がたくさんあるということでおろしいのですか。そこら辺が解決していくとこの金額が減っていくのかなと。

○東郷副市長 旧市内のところは合流式となります。その根本的なところが解決しないとこれは無理です。新たな管を入れてということになります。

○下村委員 そこら辺を今後解決していかなければならぬのでしょうかね。

○東郷副市長 合流式等の解決は国のはうの解決策を踏まえたうえでどうしていくかは検討いたします。今のところは維持していくということで考えております。

○海老原委員長 そのほかありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、指定管理者の指定からその他単独議案について、一括して説明お願いします。

○川村市長公室長 次に、指定管理者の指定でございます。地方自治法の規定により、指定管理者を指定するときは、議会の議決が必要なことから、議案第70号土浦市亀城プラザの指定管理者の指定について、議案第71号土浦市営斎場の指定管理者の指定について、議案第72号土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定についての3件について、議案として提出するものでございます。下の表は、指定管理する施設の名称、指定する団体の名称、指定期間、債務負担限度額の一覧でございます。10ページをお願いいたします。その他の単独議案でございます。議案第73号公の施設の区域外設置に関する協議につきましては、かすみがうら市との行政界において、土浦市道I級42号線を整備するにあたり、かすみがうら市の行政区域内に当該市道の一部を設置するため、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づく協議について、議決をお願いするものでございます。また、この協議については、地方自治法の規定により、関係普通公共団体の議会の議決を経なければならぬとされており、かすみがうら市においても同様の議決を要するものとなります。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○下村委員 指定管理者指定の3件の内の市民会館なんですけど、耐震工事が終わって前後を比べて増えているんですか。指定管理費は。

○川村市長公室長 資料が手元にございませんので後ほど。

○篠塚委員 指定管理施設の中で亀城プラザが一番老朽化していると思うんですが、5年間の指定管理期間のうちに、いろんな工事とか、耐震化は終わっているのだと思いますが、今回水洗トイレの工事が入っていると思うんですが、だいぶ老朽化している施設なので、その他の改修工事等の予定は考えていますか。

○川村市長公室長 おっしゃるとおり亀城プラザはかなり老朽化しております。長寿命化計画も立てますので、その中でそれに合わせまして施設の見直しということも同時に考えていかなければならぬかというところでございます。

○篠塚委員 この5年間の間に再検討するということで良いのかな。

○川村市長公室長 そういうことになるかと思われます。

○海老原委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○山口財政課長 先ほど篠塚委員から調整区域の開発行為の質問をいただきました。説

明があったとおり急傾斜地危険区域の方は災害ハザードエリアに指定されておりまして、現在地域防災計画の改定を進めていることとからめての御質問だと思うんですけど、そのエリア自体は地域防災計画の中で定めるものではないそうとして、県の方が指定するということとして、現在説明会等が行われている段階でもし変更するとなれば来年度以降になるであろうということでございます。エリアが変更されれば当然条例のエリアとして自動的に指定されるということでございました。

○東郷副市長 先ほどお話しいたしましたけど5万円給付の件の関係があつて、場合によつては一般質問の終了日、または最終日に全協をお願いするかもしれませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○川村市長公室長 例年12月議会の全員協議会におきまして、3ヵ年実施計画と長期財政フレームを示しておりましたが、現在第9次の総合計画を策定しておりますので、今回につきましては来年2月の予算内示会の時に第9次総合計画に合わせた形の実施計画及び長期財政フレームをお示しいたしたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○海老原委員長 その他執行部からありますか。

○東郷副市長 その他ございません。

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

○海老原委員長 次に協議事項3母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について、事務局からお願いします。

○天貝事務局次長 資料4-1が要望書であります、資料4-2がこの要望書に出てくる「法輪功」の紹介と、法輪功愛好者への迫害について記されているパンフレットになります。それでは資料4-1を御覧ください。この要望内容に関しましては全議員宛に署名の依頼が来ており、会派控室に配布しておりますので御覧になっていること存じますが、こちらは議長宛ての要望書になります。要点を御説明いたします。要望者は東京の弁護士事務所で働いているフ・イトウさんであります、この方の母親が中国において氣功である法輪功を修練していることを理由に警察に強制連行され拘束されていることです。何故、法輪功愛好者が強制連行されるなどしているかと申し上げますと、その愛好者が1億人にのぼり、中国共産党の党員数を遥かに超えたことから1999年に江沢民が嫉妬心から法輪功に対する残忍な迫害、例えば臓器摘出などを開始したとされています。そうしたことから、この方の母親も臓器摘出や拷問をされる可能性があるので、人道的見地から母親の早期救出について国に対して意見書を提出して欲しいというものであります。要望書の取扱いにつきましては、先例では全協でコピーを配布することとなっておりますが、この趣旨に賛同し土浦市議会として意見書を提出すべきとの判断になれば内々付託先を決定することとなります。説明は以上です。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

○篠塚委員 郵送での要望でよろしいのですよね。

○天貝事務局次長 郵送でございます。

○篠塚委員 今までどおり郵送できたものは全員協議会にて対応するというのが前例になっておりますのでその方向でよろしいかと思います。

○海老原委員長 その他ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、全員協議会で全議員にコピーを配布することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、協議事項4超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望について、事務局から説明お願いします。

○天貝事務局次長 資料5をお開きください。超高齢化社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望でございます。毎年この時期に提出されているもので、要点としましては、本文の後ろから6行目からの、特に市町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、更にはセンターに対する市町村等の公共からの事業発注の確保について強く要望いたしますという部分になります。先例では全協にコピーを配布することとなっておりますので、御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等ありますか。

○篠塚委員 前例どおりでよろしいかと思います。

○海老原委員長 それでは、全員協議会で全議員にコピーを配布することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、協議事項5請願・陳情文書表について、事務局から説明お願いします。

○天貝事務局次長 本市議会の現在のホームページには、定例会等で議論される議題の情報として議案の概要を掲載しておりますが、請願陳情文書表については掲載をしていない状況にあります。そうしたことから市民から上程されている請願陳情の内容が分からぬとの御意見をいただくことがございます。議会基本条例では、議会の活動原則として市民に対して積極的に情報を提供すると規定しておりますので、事務局といたしましてはホームページで公開すべきと考えておりますことから、議会ホームページを所管する広報広聴委員会においてこの件について御協議いただく予定でございます。請願陳情文書表には提出者の住所、氏名、電話番号の個人情報が記載されていますので、ホームページに掲載する場合にはこの個人情報の取扱いについて決定しておく必要があります。この請願陳情文書表は、議会初日に議員の皆さんに配布するほか、本会議及び委員会の傍聴者にも配布しております同様に個人情報が記載しております。また、皆様にデータで配布しております会議録及び地区公民館や図書館に配架してある冊子の会議録におきましても同様に記載されている状況であります。そうしたことから、広報広聴委員会でホームページに掲載するか否か御協議いただく前に、個人情報の取扱いについて議運で御協議をお願いするものです。他の自治体の状況を見ますと、会議録もホー

ムページも全ての個人情報を消して掲載している自治体もあれば、そのまま公開している自治体もあり、対応はまちまちの状況であります。制度上どうなっているかと申しますと、「土浦市議会が保有する個人情報の保護に関する規定」がございますが、それによりますと、市長が保有する個人情報の保護の例に倣うとしております。その執行部においては、この類の個人情報は公開しない取り扱いを行っております。なお、事故等による和解の報告においては、議員の皆様に配布している報告案件の資料には個人情報が掲載されておりますが、傍聴者には個人情報を削除したものを提供しております。この様な状況を踏まえまして、請願陳情文書表に記載されている個人情報の取扱いについてご協議いただきたいと存じます。なお、個人情報を公開しないこととした場合には、本会議や委員会において議員及び事務局が提出者の個人情報を読み上げますと会議録に載ってしまいますので、読み上げないようにする必要があります。もし、請願陳情文書表の個人情報を消して公開するという場合には、資料6のように個人情報にあたる部分、住所氏名ですとかを黒塗りになって公開するということになります。ただ議員に配付するものについては今までどおり黒塗りにしないで配付するということになります。以上でございます。

○海老原委員長 皆様、御意見等ありますか。

○篠塚委員 個人情報の取り扱いは今非常に難しくて、裁判になつたりすることもあるので、執行部の方が公開しないということであれば公開をしない方がよろしいかと思います。ただし、このように黒塗りでやるような公開方法だと、何か問題でもあるのかと思われる方もおりますので、代表者名であるとか、組織名は明記するという形でよろしいかと思うので、どこまでが個人情報なのかというのもありますが、住所や連絡先が特定できたりというものは無しとして、陳情請願を出した団体や氏名などは掲載して載せるべきかなと思います。

○天貝事務局次長 議会の方で個人情報かどうかを判断する必要がありますけど、それについては市長の例にならうとなっております。執行部の文書法制と相談しながら、出せるものは出す、消せるものは消すと判断してもらいたいと考えております。ちなみに法人名ですか、代表取締役誰々というのは個人情報にはあたらないというように聞いております。

○海老原委員長 これは黒塗りしかないんだよね。

○天貝事務局次長 データでいただいてはいないものですから、書類に黒塗りしかないかと思います。

○下村委員 請願陳情権というのは国民の権利としてあるわけですよね。自治体によつては扱い方が違う。本来は請願陳情において黒塗りにしてくださいとかと思っている人はいないのではないかと私個人的には思っているのだけども、そこら辺をあまり慎重に扱ってもおかしいのではないかと思うんですよね。別に消さなくても良いのでは。

○鈴木委員 これは公表するときに名前を伏せるということで、審査するときには伏せないのですよね。

○天貝事務局次長 議員の皆さんにお配りするものは伏せていないものを。ただし傍聴

者や公開するものについてはこういった処理をしてはいかがかなということです。

○鈴木委員 公開する場合は先ほど篠塚委員が言ったとおりで役所の決まりで良いと思うんですが、議員が審査するときはきっと公開していただければそれで良いと思います。

○下村委員 確認させてください。先ほど委員会やそういったところで名前を読み上げてしまうと記録に残りますという話しがありました、それが問題になるのかならないのかというお伺いしたい。

○天貝事務局次長 今現在請願陳情を受け付ける際の一つの注意事項として、ホームページには個人名ですとかが会議録等で公開されますというように公開されておりで、現在は名前を申し上げて会議録にも載せている状況にありますけど、今後処理をしていくことになれば統一していかなければならないということになりますので、個人情報は読み上げ無い方がよろしいかと考えております。もし読み上げてしまった場合には会議録の訂正が必要になります。

○下村委員 扱いが難しいねと感じました。皆さんもう一度よく検討してください。

○鈴木委員 今までいくと議事録に載ってしまうから、請願者の住所とかを読み上げてしまうと議事録に載ってしまう。それ自体は良くないからあえてそこを読まないようにしましょうということなんですかね。

○天貝事務局次長 個人情報を会議録やその他ホームページに載せる際に公開しようとするのであれば、当然議事録にも載せない方がよろしいかと考えておりますので、そういう対応を考えております。

○鈴木委員 審査の過程でもともと請願者、陳情者にその旨をお話しして載ってもかまわないよというときは載せた方が良いのではないかと思うのですが、その辺はどういうふうに考えているのか。

○天貝事務局次長 非常に悩ましい部分ではあるんですけど、本人が良いことであればよろしいかと思う一方、先ほど申し上げましたとおり、土浦市の個人情報保護規程には執行部にならうとしてあります、そこに差異が出てくると。悩ましいところでございます。

○下村委員 そもそも今までやってきたことは明記されてきたわけですよ。今度このような個人情報を考えてみましょうということですよね。他自治体ではどのようにしているかわかる範囲で

○天貝事務局次長 いくつかの自治体を調べてみましたが、先ほど申し上げましたとおり対応はまちまちということでございました。完全に氏名等を消しているところもあれば、生のまま出しているところもあるというところでございました。

○下村委員 消している自治体は、委員会での残らないように個人名を発言しないというようになっているのでしょうか。

○天貝事務局次長 そこまで詳細には伺っておりませんが、全ての個人情報は載せないようにしているというふうに伺っておりますので、そういう対応をとっているのかなと想像ですけど感じております。

○篠塚委員 会議録に載せる載せないの話をしていくと、審議をしていく中でどういう団体なのかとかそういう質問も出てきますし、それを全部削除するとなってくるとそれもちょっと別な話になってくるので。個人情報以外の話になってくるので。住所を特定できるものを削除するとか、その程度でよろしいのではないかと思うんですが。それでは執行部がやっていることと差異が出てくるという理解ですか。

○天貝事務局次長 篠塚委員がおっしゃったように、団体がどういう団体なのかという情報は必要だと思います。個人情報にあたるものは氏名。氏名は団体の代表者になるのが微妙なところがありますが、団体に関する説明というのは個人情報にはあたらないと思いますので、そういう情報は会議録に載せても問題ないかと考えております。

○鈴木委員 確認で、団体名。なんとか組合のだれだれさんというのは個人情報にあたらない。だれだれさんの個人的な自宅などは個人情報だという捉え方で考えていくということですか。

○天貝事務局次長 請願陳情については法人・団体でなくても個人で出せますので、そういうものは当然個人情報にあたると思います。団体についての個人情報というのは無いのだろうと思いますけど、その都度執行部に確認しながら対応していくと考えております。

○今野委員 ここの表の1番上のところは、住所も名前も全てでてありますけど、これは事務局ということで労働組合連合会の住所ということで、公共のものだということを出しているということですか。

○天貝事務局次長 今おっしゃったとおりということでございます。下の4番5番のとて未来の会の住所氏名については、今回あくまで事務局のほうで例として黒塗りにしてございますが、これが個人情報にあたるかの確認はとってございません。

○今野委員 そうなるとこれ仮の見本ですけど、その団体の住所が御自宅なのか等きちんと厳格に聞いて行かなければならぬということですね。

○天貝事務局次長 黒塗りにするかどうかというのは、事務局の方で前もって執行部の方に確認をとったうえで審査に望むという方法しかないかなと考えております。

○篠塚委員 個人情報の件は非常に難しいので。ただこれを公開していくかどうかを決めなくてはならない訳で。これをネット上に公開すると、不特定多数の方が見るわけで、そこで個人が特定されて不利益が被る場合があるということもあるので。そこで土浦市議会としては、住所は消すと。団体名と代表者名は載せて住所は消すとかというふうに決まりを付けてやつたらどうかなという提案なんですが。それが良いか悪いか、個人情報にあたるかという問題もあるとは思うんですけど、住所とか電話番号は削除して、代表者名とか、代表団体社名は載せるとということを決めるというのはだめなんでしょうか。

○天貝事務局次長 非常に判断が難しいので、その都度になりますので難しいかと思います。事務局が考えておりますのは執行部の例にならうということですので。事務局の方でその都度、文書法制に情報を求めて聞いたうえで、まず議運でこれを諮りますのでその際の時に決めていただくという方法もあります。

○篠塚委員 議題として議運に上がってくるのでその都度判断でよろしいかと思いますので、公開していくという判断でよろしいかと思いますので、全部公開するというのを決めていただいて。まだ決まっていないよね。

○天貝議会事務局次長 この場では個人情報をどうするかというのを議運で決めていただいて、決まりましたから広報広聴委員会でホームページにアップするか決定していくか否かを決定していただくこととなります。

○小松澤議会事務局長 基本的には個人情報に配慮した資料の作り方をする。説明をしてこれはやめましょうとか、載せましょうとか。決定はここですることでお願いできれば。

○海老原委員長 お諮りしますが、議運の方では篠塚委員のおっしゃった、個人情報はその都度決めていただくということでおよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○篠塚委員 請願陳情の時は内容も含めその都度やるということでお願いします。

○海老原委員長 それでは今篠塚委員からあったように、1番始めに議運に上がってくるので、そのときに判断するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それではそのようにいたします。それでは執行部からの郵送による通知等の電子化について事務局から説明お願いします。

○天貝事務局次長 昨年12月にタブレット端末を導入して以来、議会事務局から議員の皆様への通知等につきましてはメールで送信をしているところであります。しかし、タブレット端末に不慣れな議員もいることから、慣れるまでの間、執行部からの通知等につきましては、これまで通り文書でのやり取りとする運用を行ってまいりました。そうした中、一部の議員からは執行部からのものについてもタブレットに送信して欲しいという要望があると同時に、逆に執行部からもタブレットに送信できないかとの問い合わせが度々寄せられております。タブレットを導入して間もなく1年が経過しようとしておりますので、執行部からの通知等を議員のタブレットに送信するか否か議長に相談をしたところ、遅かれ早かれそうなるだろうからそうすべきだろう、とのお話をいたしましたので、本日御協議をお願いするものでございます。御協議いただくに当たり参考資料として、執行部から議員各位に年間どのくらいの文書が郵送されているかを調査いたしましたので御説明いたします。資料4をお開きください。執行部からの通知類を3つに分類して集計しております、まず1つ目の出欠報告を求めるものとは、例えば何々審議会の開催通知などの類で、2つ目は出欠報告を求めるもので例えば何々実行委員会やイベントの開催通知などの類で、3番目はその他の情報提供などあります。記載の数字は各部毎に年間の通知件数をそれぞれ記載したもので、あくまでもおおよその数字となりますので御了承願います。左側の合計欄に記載のとおり183件が執行部から議員に1年間に郵送されている各種通知の数になりますが、この数字には全議員に送られているものと、所管委員会の委員のみに送られているもの、または審議会委員のみに送られているものもございますので、一人の議員に郵送されている実際の数は、こ

れよりも少ないと考えられます。執行部からの通知等を解禁した場合の効果については、ごみの減量、郵送料の圧縮などが考えられ、逆に注意が必要になることとしましては、小まめにタブレットを開きチェックすることは当然のことですが、たまに電源をシャットダウンして再起動をしないとメールを受信しないことがあります。これらを踏まえまして御協議いただきたいと存じますが、結論として解禁しようとなつた場合の開始時期につきましては、来年1月からでいかがかと考えております。年末年始を挟みますとお忘れになることもあるうかと存じますので、1月初旬に例年開催される全協で全議員に最終的なお知らせをした上で、次の日から開始するというスケジュールを提案させていただきます。以上御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等ありますか。

○篠塚委員 今事務局からあったスケジュール案でよろしいかと思いますが、まだ慣れていない方がいらっしゃるので、希望者は郵便でというのを3月までとか書類を出していただいて特例を設けてることはできるかできないか。

○天貝事務局次長 事務局でもその辺は考えておりましたが、議会事務局側がそういう対応をするのであれば、おそらくできるかと思います。ただ執行部全てにおいてそういう要望をしてくれといった場合に、最初の頃はできるかもしれません、だんだんミスが出てきたりというのが非常に懸念されると強く思っておりまして、非常に混乱を招くと。やるのであれば一気にやってしまいたいと考えております。

○篠塚委員 開始時期は来年1月からということなんですが、それから開始しても良いかと思います。ただし3月の定例会もあるのでその前に各委員会ごとで通知の確認し合って、通知は出さないのでメールで行きますというのをショットチュウ連絡を取り合ってやらないと。そこら辺がきちんとできないと。3月まで伸ばした方がいろいろよろしいのかなとも。1月から初めても4月から初めても基本的には変わらないと思うので、その辺のところは皆さんの御意見をお伺いして。あと各委員会の委員長さんにもお話を聞いていただくのが良いのかなと。通知文は各委員会ごとになると思うので。

○平石副委員長 私も概ね良いのかなと。1点気になるのは出欠を求められるものは名前を書いてFAXを送るパターンが多いのですが、議員以外は手紙で議員はメールでということになるのか、プリントアウトしてそれを送るのか、その辺のルール作りをしないとメールでは届かないよということも発生しかねないと思うので、その辺を検証というか考えられた方が良いのではと思います。

○天貝議会事務局次長 その辺につきましてはやはりミスの起こらない返信方法とか、各議員によって返信が難しいとか、なかなか温度差が激しいかと思いますので、その辺を踏まえまして執行部と調整を諮詢ていければと思います。

○海老原委員長 今日決定するということね。

○天貝議会事務局次長 特に時間が必要であれば、今日決定するということにこだわつてはおりませんので。引き続きでも結構でございます

○平石副委員長 案を出していただいた方がよろしいかと思います。

○天貝議会事務局次長 やはり議員の皆さまから返信しやすい方法がよろしいかと思い

ますので、執行部との調整が必要ですけど、返答の方法には電話もありメールもありFAXもありとなるべく選択肢を増やした方がよろしいかと思います。そういう方法で調整したいと思います。

○下村委員 連絡がもっともっとくるとなるとこれの容量はどうなるのかなと。

○小松澤議会事務局長 元々128ギガなので大丈夫かと。ただたまに電源をおとしていただかないとキャッシュが貯まって情報が入ってこないこともあるので、充電するときに一度電源を切ってもらってやるとか。毎回やる必要は無いのですけど1週間に1回とか。個人でいろいろなものを見ているとどんどのキャッシュが貯まっていくので。

○下村委員 メールがいっぱい来て削除かけて減らしているんだけど、ゴミ箱内まで削除かけると復活はできないよね。改めて執行部側に求めることは可能なんですか。

○小松澤議会事務局長 求めることは可能だと思うんですけど、資料であればサイドブックスのほうにローカルフォルダがありますので、そちらに落とし込むこともできます。普通のサイドブックスの画面はこちらからしか入れられないんですけど、ローカルフォルダがありますので、PDFであれば落とし込めますので、計画書とかが送られてきたときはそちらに落とし込めばよろしいかと思います。

○下村委員 こういうことが不安な人たちがいっぱいいるわけですよ。議員の中にも。いっぱい入ってきたって整理の話になっちゃうし。そこら辺も含めて委員会の方でもやっていかないといけないのかなと思いますから。出欠の場合も。間違って捨てちゃうこともあるんです。

○篠塚委員 ワウトークを実際に開けていない方はどれくらいいるんですか。

○天貝議会事務局次長 全員ではないです。時間がかかる方もいらっしゃれば、最後まで見ない方もいらっしゃいます。

○篠塚委員 ということは何箇月も知らない方がいらっしゃるんですね。まあ自己責任ですが。そこら辺を徹底しないといけないわけですよね。操作の方法もやっていかないと。

○小松澤議会事務局長 最近見られていない方。ワウトークはこちらで既読確認ができますので、誰が見ていないというのはこちらで把握しておりますけど、郵送できても見ない人は見ない、メールできても見ない人は見ない。方法の話しなので、あまり議論にはならないのかなと。操作が分からぬといいうのはこれは別だと思います。それは個別に聞いていただければ事務局の方でお教えすることはできますので。

○今野委員 タブレットを入れた要素というのは事務仕事を簡便化しようとか、資料等の配付もスムーズにやっていこうということを考えれば、事務局の提案のとおりメールでやることが筋だと思います。先ほど下村委員がおっしゃられたとおりまだちょっと慣れていない人がいるのではないかということがありましたので、各委員会でやっても良いのか、全員でやっても良いのか、委員同士でタブレットからご案内が来るものに対して、自分はこういったことが苦手だ、わからないということを集約して良い方を持っていく、わかりやすい方を持っていくことが必要だと思います。あと次長がおっしゃっていた返信する際にメールですか、FAXですか、電話ですかいろいろな方

法があっても良いということでしたが、わからなくなるので電話だけとかあまり幅を広げて親切になさらぬが良いのかなと。

○天貝議会事務局次長 皆さまからの返信については、現在も執行部の方でまちまちであるかと思いますけど、いろんな手段で出欠の確認はとっているだろうと。私も経験していろいろな手法で受け取っていましたので、それは執行部の方できちんと管理すれば良いことだろうと思います。もう一点ワットークを見ていない方もいらっしゃったという状況がありますけど、タブレットを導入してから1年くらい経ちますが、これから執行部よりメールが送られてまいりますので、今以上にもっと活用してくれるのかなと期待しております。

○今野委員 議員全員を集めてどういうところが不具合を感じますかということになると、日程のことですかいろいろありますので、定例会前に委員会がありますよね。その最後に聞いていただいてまとめるとか、そういうのはいかがでしょうか。

○天貝議会事務局次長 手法としては議運で決めてしまって議運で報告するというのと、ここではやる方向で、あとは全協に諮る聞いてみるというやり方もあります。その辺も含めまして御協議をいただければと思います。

○篠塚委員 今日はやるという方向で決めていただいて、との研修等はその都度考えていいかと。

○鈴木委員 付け加えなんだけど、議運の委員長の方から全協で報告するときに、1日1回必ずタブレットを開けるように言っていただければ忘れないようになるのでは。

○海老原委員長 先ほどの次長の話では全協だっけ。

○天貝議会事務局次長 毎年1月初旬に予算要望を市長に対して行う全員協議会がございます。その際にもう一度改めて全議員に明日から始めますということで御案内するということであれば忘れることもないのかなと考えております。

○海老原委員長 今日の決定したことは全協で報告するときに言葉でなく文書の方が良いのかな。その辺も含めて1月の全協で次の日から各種通知はタブレットのほうに連絡するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ではそうさせていただきます。

○天貝議会事務局次長 1点確認ですけど、今日決めていただいたことは1月30日の初日の全協で議運の委員長から御報告いただくことを考えておりますけど、報告の仕方なんですが、今日の議運で決まりましたよという形で言うのか、もしくは議運でこういうことで決まりました。いかがでしょうかという形で報告するのか御協議いただければと思います。

○篠塚委員 議会運営委員会で決まりました、不安があったら事務局で相談にのりますという形でよろしいのではないですか。

○海老原委員長 次の全協で1月の全協の次の日からと決まりましたということで。なお先ほど紙で出した方が。

○篠塚委員 タブレットに操作方法が載っていますので。

○小松澤議会事務局長 毎回私が全協で報告しお願いをさせていただいておりますが、今篠塚委員がおっしゃったとおりタブレットに入っています。ただ改めて目に見える形で紙で出しますか。

○篠塚委員 ペーパーレスをやっている中で、必要以上に紙で配らない方がよろしいかと。必要ならばここに入っているので。毎回毎回紙を配ることになってしまいます。

○小坂議長 やる方向で話がまとまり安心しております。メールを受けるということは数が多くなるということで、執行部にお願いです。私は仕事でメールをたくさん受けますが、送った方は送ったということで安心してしまう。ただ物事によっては大事なことと大事でないことが多少なりともあると思うので、大事なことは再度確認くらいのことを執行部にもやってもらわないと。仕事でも出てくるので。使っている人はみんな思うので。そのところは執行部に気を遣っていただくくらいは残しておかないと。どうしてもこの日は出て欲しいときは連絡いただくとか、その別の方法を取っていただくとか、メールにして返ってこない場合は、執行部も考えていただければと思います。

○篠塚委員 全協の最後に議長の方から執行部に対して、そういうような案件に対しては個別に連絡しますと伝えさせていただきます、と申し出ればよろしいかと。

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、協議事項7議会報告会の出席議員について、勝田広報広聴委員長から説明お願ひします。

○勝田広報広聴委員長 資料8を御覧ください。令和3年度土浦市議会報告会の出席者に関して広報広聴委員会を開きまして、3のところを見ていただき、議長挨拶は小坂議長。委員長は私。そして総務市民、文教厚生、産業建設の各委員長より報告をいただくということで考えております。これは今年に放映したものと同じやり方でございます。

○海老原委員長 皆様、御意見等ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、広報広聴委員長の説明のとおりということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、協議事項8オンライン会議の研究について、事務局長から説明お願ひします。

○小松澤議会事務局長 資料の9の1をお開けください。前回議会運営委員会におきましてスケジュールを示して、やはり進めるべきではないかと御意見がございましたので、議会運営委員会におけるオンライン会議の研究を行うためのものとして、以下の5点、2ページにわたっておりますけど、5点にまとめましたので順に御説明いたします。まず1点目のオンライン会議の研究の経緯でございますが、取手市からオンライン会議の実現のため法改正を求める意見書がございましたけど、これは感染症のまん延や災害時で市役所に集合できない場合であっても、意志決定機関である議会の機能を維持するための方策としてオンラインなどによる遠隔会議が可能になるよう国へ要望して欲しいという内容でございました。意見書を提出するにあたりましては本議会でもいろいろ検討する必要性があるという中で、議員の皆さんのがタブレット端末を使ったオンライン会

議を体験しなければ議論は進まないのではないかということでありましたことから、各委員会において、1回ではございましたけど全員体験することを実施したところでございます。その中で正式に導入する必要性、導入する場合の課題を研究するとなったところでございます。タブレット端末でございますけど、交付金を活用しましてコロナ禍におきましても、オンライン会議ができる機器とした目的も含めた導入でございます。次に2点目の先進市の状況でございます。非常に近場で取手市が行っています。取手市の状況をまとめてございますけど、令和2年3月定例会におきまして委員会条例、会議規則を改正しまして、災害や今回のような感染症の中、こういった感染症がまん延して集まれないという理由の時にオンライン会議が招集できるようにするものでございます。また、令和3年第2回定例会では委員会における採決までできるように会議規則の一部を改正しております。実際に今年度第3回定例会におきましては採決も行っています。そういうことを今まで導入した中で、ネットで取手市で公開されているものですが、評価としては良い点として慣れればもっと有効活用できるのではないかという話と、簡潔な議論ができたというメリットが記載されております。改善点としましては画面の背景が逆光して見にくいと。窓を背にして会議に参加するとかをすると見にくいという意見。インターネット環境によって音声が途絶える。画面が固まる。気づいたら議論が進行していたという意見が記載されてございました。そういうことで始まったものの課題も大きいということを感じたと思います。前回もお話をしましたが、実際本市の事務局職員も取手市の御協力をいただきまして派遣させていただきました。その見学した状況について実際に見てきた者から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○小野事務局係長 資料の9-2をお開きください。こちらは取手市の市民文教委員会で9月8日に開かれた本委員会に視察を行いました。事務局側の機材がパソコン8台、内カメラ付きが3台、プロジェクターが1台、執行部撮影用のカメラが1台ありました。事務局側の出席者は市民文教委員長、局長、次長、担当書記、サポート2名の6名体制ということで行っておりました。執行部出席者は関係部署となっております。状況ですが、議会側の席が写真のような状態。執行部側は最前列に説明者席、その後ろに執行部席、1番後ろに傍聴者席という状況でした。取手市議会のオンラインビデオ会議の流れとしまして議案等の説明に関してオンラインで事前に配信し行っているとのことです。会議当日に更なる説明を求めるかどうか、本委員会冒頭に賛否をとっておりました。賛否をとる際はZoomの機能で举手マークがあるかと思いますが、マークではわかりづらいという意見があり、举手により賛否確認を行っておりました。会議に際しては、議会内会議室にて参加も可能としておりました。実際この日は女性議員2名が会議室にいらしていました。執行部は委員会室に集まり、カメラ1台で全体を写していました。また委員さんは御自宅で参加しておりますのでバーチャル背景を使用する方がいますが、事前に使用許可申請を出しているとのことです。また会議を簡潔に進めるために、質問に対して事前通告制をしており、1議題につき5分ということで運用しているそうです。会議中の発言をする際は举手の上、委員長の指名を受けマイクのミュートを解除し発言をしておりました。前回本市でもZoom会議を体験したときハウリングがおきていた

かと思いますが、挙手の上許可されてからミュートを外し発言する。発言が終わったらマイクをミュートにするといったことによりハウリングを防止しておりました。資料の2ページに採決システムが載っておりますが、こちらはサイドブックスの有料オプションでして、取手市ではこちらも活用している状況でした。以上です。

○小松澤議会事務局長 ただ今取手市の状況を報告した中で、課題というところにまとめさせていただきましたが、こちらについて順に説明させていただきます。資料9-1にお戻りください。2ページ目の本市の現状でございます。現在・本会議、委員は資料をタブレットのサイドブックスに搭載し、ペーパーレスにより行っています。・議長、副会運営委員と事務局の打ち合わせをタブレットのZoomでオンライン会議を行っています。資料を見ながら行っている状況でございます。常任委員会等の会議の中で、審議の一部をタブレットのZoomでオンライン会議の体験を行いました。そのような状況ですが、これからも公務以外の会派や個人的にも使用していると思いますので、慣れている方もいらっしゃると考えております。しかし大半は初めて体験であったため慣れるまでには至っていない状況にあります。先日の委員会で皆さんに体験していただいたあと、一部の方でありましたが対面でやった方が良いとの意見があったのも事実であります。取手市の状況を見ますと、採決の際はZoomの画面が映っていた方が誰が手を上げたかわかりやすい。ただ資料を見るのには切り替えをしなくてはならないということで、2台持ちで資料用の自前のパソコンとZoomが入っているタブレットでやっていらっしゃる方もいました。1台で切り替えてやっていらっしゃる方もいました。そういうこともあります。ただそこまで慣れるには時間が必要なのかと思います。次の4番の課題ですが、大きな課題として3つあるのかなと思います。まず括弧1確実な議事進行でございます。通信環境が大きな課題であると考えております。自宅等の通信環境の状況によりましては、途中で回線が切れてしまうことによって議事の進行がスムーズにいかない、遅延が起きるなど懸念がございます。取手市の状況を見てましても途中で画面がフリーズしてしまっている様な方もいらっしゃいました。それが画面が止まっているのか、音声だけは通じているのかはわかりませんが、見た感じはフリーズしているのかなという状況であります。そういうことで審議に大きく影響してしまうのではないかと思っております。次に機器の操作の習得でございます。慣れてくれれば大丈夫かと思いますけど、先ほどのフリーズ状態のように通常の状態でなくなったときに、自宅にいる場合は自分で復旧しなければならないということになります。これはスキルが必要でハードルが高いと感じております。2点目、意志決定の確実性でございます。画面上で確認する方法以外はございませんが、議員本人の意志によって決定されたかにつきましては担保ができないのではないかと思われます。同じ部屋に支援者であったりだとか、他の方がいるかというのは画面上では確認ができないので、その辺は皆さんの取り決めの中で決めていくしかないかと思いますが、確実に確認することはできないと。そういうことで独立性を確保するために相互の工夫が必要ではないかと思います。括弧3秘密会の対応でございますが、意志決定の確実性と先ほどと関連しますけど、最初から秘密会であれば問題ないのですが、途中で秘密会になった場合は情報管理の徹底とい

うのが大きな課題ではないかと思います。会議に参加している環境によって周りに人がいるという場合には秘密会は保持できないと、そこで中断という検討はできますけど個人情報の管理を含めて難しいのかなと考えております。これらを踏まえまして、最後の5点目、目的とスケジュールとさせていただきましたけど、まず括弧1の目的でございます。やはり常時は対面で集まって行いますが、災害時、緊急時に市役所に集合できないという非常時の手段としてこのオンライン会議はあるのかなと感じます。先ほど申し上げましたが通常は対面でやっていただくというのが基本であると。次に括弧2のスケジュールでございますが、2つ案を並べさせていただきました。まず、案1でございますが、これはオンライン会議を積極的に行うというものでございまして、まずは慣れていただくためにオンライン会議を定期的にやってもらうということが必要だと思います。案2についても同じですが、もっと頻度を高めてやってもらうということです。そして令和4年度中に会議規則、委員会条例を改正できるよう検討を進めていきたいと。3月までにというお話が前回あったかと思いますが、なかなか3月までにいろいろな課題や機器になれていただく、習得していただく時間をとらなくてはならないかなと考えております。そして令和5年度の改選後になると思いませんが、本格的に導入をしようという案でございます。第2案は体験を積み重ねるというのは一緒なんですが、その間に取手市を含めて先進地事例を集める。研究しながら進めて、その上で令和5年度の改選時から始めるという案でございます。先ほどのメール解禁の話しを含めてますますこのタブレットを使う頻度が出てきます。それと合わせてあまり早めにオンライン会議というのを同時に進行していくと、なかなか難しい部分も出てくるのかなと感じております。コロナ禍が終われば行政視察も出てくると思うので、皆さんも先進地を見ていただければよろしいかと思います。最後にいろいろな機会を捉えてやっていくというのが重要だと考えます。十分な期間をとらないで拙速に進めると、いろいろな障害が出てくるのかなと考えますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 では皆さんに御協議いただくのは5番のスケジュールになるのかなと思いますが皆さんから御意見をお伺いします。

○篠塚委員 私はスケジュール案の1に賛同いたします。研修を含めてやっていければよろしいかと。

○鈴木委員 逆の意見で申し訳ないんだけれど私は意見2です。改選後って今とメンバーが変わっちゃうじゃないですか。前の人たちがやって改選後考えがどうなるかわからないのだから、改選後改めて検討された方が良いのではないかと思います。

○下村委員 私は積極的に進めたいのですが、今のところではちょっと厳しいのかなと。会議規則と委員会条例を改正するというのは、結構大変なことだと思うんですよ。ですから案2の方が良いのかなと。

○今野委員 事務局に質問なんんですけど、これは災害時に集まれないときに限定してのオンライン会議ですよね。もしくは時折オンライン会議をしますということですか。

○小松澤事務局長 それも含めて御協議を頂きたいところなんですが。取手市の事例を見ますと、災害であるとか、感染症のまん延という時に開催できるというような会議規

則という様になってございますので、その辺がベースなのかなと思っておりますけど、合わせて御協議いただければと思います。

○今野委員 今の局長のお話ですと、これはやはり必要不可欠になってくるかと思いますので、もう少し積極的な方向で進めていけばよろしいかと思います。ですので私は案1の方で。

○平石副委員長 結論から申し上げれば案1がよろしいかと思います。確認したいのですけど、まずどのようなオンライン会議を想定しているのかをお伺いしたいのですが。

○小松澤事務局長 公式な会議、委員会を想定しております。

○平石副委員長 今野委員がおっしゃったように、緊急時に使うということもあるのであれば、平時から使っていないといざ使うときに難しいかなと。そういったことで定期的に使うことは賛成です。案2にある先進地の視察もできれば案1の方に入れていただければなと個人的には思います。20358

○海老原委員長 様々なんですが、今日決めないといけないんだっけ。

○小松澤事務局長 今日決めるのはなかなか難しいのであれば、今後も議論を続けていただければと思います。

○篠塚委員 案1. 2を採択するのではなくて、目的とスケジュールにも書いてあるとおり、いろんなオンライン会議というものがあると思うので、議会運営委員会で議論をしていって、実際会議規則とかを直すのは大変なことなので、また新たにやるとまた時間がかかるって4年、5年経ってしまうのでそれを含めて検討していく、その中で今期中にある程度道筋を立てて、その時にどうするかを結論を出せばよろしいかと思うので、積極的に導入をするというのを今日決めていただければまた議論になるのかなと思います。

○鈴木委員 積極的に導入するということに対しては反対ではないんですが、じゃあ本会議はどうするのか、本会議中の委員会や前の委員会などの会議の区別をしながら徐々に検討をしていった方が、拙速にやるより。確かに災害時にやる前提でやるというのはわかるんだけど、逆に停電してタブレットの電源が落ちたときにオンライン会議やろうっていってもできないんだから、その辺も含めて議論を深めていった方が良いと思います。

○海老原委員長 皆さん積極的な導入については同意いただけたと思いますが、スケジュールについては検討していくということで。議運の中で。今日はそういう結論でよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。